

様式第二号(2ページ)を次のように改める。

定期検査受診票

(2ページ)

①血液学的検査

受診回	1回目	2回目	3回目	4回目
受診年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
医療機関名	印	印	印	印

②画像検査(腹部エコー)

受診回	1回目	2回目	3回目	4回目
受診年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
医療機関名	印	印	印	印

③画像検査(造影CT若しくは造影MRI又は単純CT若しくは単純MRI)

受診回	1回目	2回目
受診年月日	年 月 日	年 月 日
医療機関名	印	印

※ 医療機関において、該当する回の受診年月日、医療機関名の欄に記入いただき、ご本人にお渡し下さい。
 ※ 複数の項目を同時に実施した場合には、それぞれの欄に記載してください。
 ※ この票は、年(1月～12月)を単位として記入してください。

附則
 この命令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第八号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)の施行に伴い、並びに農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十一条の四十九条第一項第四号及び第十一条の五十条第三項の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十四年二月二十一日
 農林水産大臣 鹿野 道彦

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号)の一部を次のように改正する。
 第六十六条第一項中第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社
 十 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

第六十六条第三項中「経過する日」の下に、「当該議決権が第一項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日」を加える。

附則

この省令は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日(平成二十四年二月二十三日)から施行する。

○経済産業省令第十号

特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十三号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、産業技術力強化法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十四年二月二十一日
 経済産業大臣 枝野 幸男

産業技術力強化法施行規則等の一部を改正する省令

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行規則(平成十六年文部科学省・経済産業省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第七十七条第一項に規定する第四年分から第十年分までの特許料を別に納付する場合は、その都度、作成しなければならない。

(産業技術力強化法施行規則の一部改正)

第二条 産業技術力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則(平成二十一年内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第七十七条第一項に規定する第四年分から第十年分までの特許料を別に納付する場合は、その都度、作成しなければならない。

(産業技術力強化法施行規則の一部改正)

第三条 産業技術力強化法施行規則(平成十二年通商産業省令第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「産業技術力強化法施行令(平成十二年政令第二百六号。以下「令」という。)(第一条の二第一項)を「令第一条の三第一項」に改め、「(次項及び次条において単に「申請書」といふ。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、特許法第七十七条第一項に規定する第四年分から第十年分までの特許料を別に納付する場合は、その都度、作成しなければならない。